1　品種登録の番号　第19987号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　あきほなみ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　鹿児島県　鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号
7　出願公表の年月日　平成20年７月11日

1　品種登録の番号　第19988号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Chainport Maruko 時の雫
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Chain Port Orchid Co., LTD 1Lou 179Hao 1Duan Zhuang-Jing-Jie Ping-Dong-Shi Ping-Dong-Xian Taiwan
7　出願公表の年月日　平成21年４月６日

1　品種登録の番号　第19989号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Taisuco　K71303
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Taiwan Sugar Corporation No. 68, Shengchan Rd., East District, Tainan City 701, Taiwan
7　出願公表の年月日　平成21年８月18日

1　品種登録の番号　第19990号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　Unimax Sakura
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　CLONE International Biotech Co., Ltd. No. 2―11 Sanhe Rd., Sanbu village, Ligang Township, Pingtung Country, Taiwan
7　出願公表の年月日　平成22年１月25日

1　品種登録の番号　第19991号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　ふとのそら
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　群馬県　群馬県前橋市大手町１丁目１番１号
7　出願公表の年月日　平成21年４月６日

1　品種登録の番号　第19992号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　ゆめかおり
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　長野県　長野県長野市大字南長野字幅ヲ692―２
7　出願公表の年月日　平成21年６月29日

1　品種登録の番号　第19993号
2　品種登録の年月日　平成22年10月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Zamioculcas zamiifolia (Lodd.) Engl.
4　登録品種の名称　ZAMICRO
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Kwekerij Aardam Planten B.V.　Oostkanaalweg 5 B, 2445BA Aarlanderveen, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成19年12月４日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百八号までを順次結んだ線及び標柱一号と百八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千三百三十六号で指定した土地の区域、昭和四十三年建設省告示第三千四百八十六号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び昭和六十年建設省告示第千十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市花山
字本沢温湯
二二〇番一　一号及び二号
本沢岳山国有林五六林班
た小班　三号から二十一号まで
ろ小班　二十三号から二十五号まで
う小班　二十六号から三十四号まで
の小班　三十五号から四十八号まで
い小班　四十九号から五十一号まで及び十三号から六十二号まで及び五十四号から六十六号まで
本沢岳山国有林三六林班
に小班　五十二号
本沢岳山国有林三八林班
は小班　六十三号から七十三号まで
る小班　七十四号
本沢岳山国有林三七林班
と小班　七十五号から七十六号まで及び九十六号から百八号まで及び九十九号から百一号まで
り小班　九十号から九十五号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水無沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第八百三十八号で指定した同号六に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第四百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市花山
字本沢小川原
七番二　一号から七号まで
二三番二　二十七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
裏沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千九百三十一号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市栗駒
沼倉耕英東
六七番　一号から七号まで
六三番二　八号及び九号
六三番一　十号及び十一号
栗駒岳国有林一一林班
い小班　十二号から十六号まで
栗駒岳国有林一一林班
い小班　十七号から五十五号まで
栗駒岳国有林一〇林班
へ小班　五十六号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百五十七号で指定した同号二十八に掲げる土地の区域、昭和四十三年建設省告示第三千九百三十一号で指定した同号七に掲げる土地の区域、昭和四十九年建設省告示第千二百四十号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び平成二十一年国土交通省告示第四百三十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
切留山国有林三四林班
い小班　八号及び九号
い小班　十号及び十一号
い小班　十二号及び十三号
い小班　十四号から十六号まで、二十号及び二十一号
い小班　十七号から十九号まで、二十一号及び二十三号
い小班　二十四号から二十六号まで
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
裏沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千九百三十一号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）